



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則	都 市 政 策 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	//
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更	//
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・漁業災害補償法に基づく加入区の設定の一部改正	//
・一般競争入札の参加者の資格等	教 育 環 境 整 備 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	教 育 環 境 整 備 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・衆議院議員総選挙における分割開票区の廃止	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
・長崎県知事選挙における分割開票区の廃止	//

## 規 則

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年6月2日

長崎県知事 平田 研

### 長崎県規則第32号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則(昭和45年長崎県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(公聴会の開催の公告) 第5条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日の3週間前までに、作成しようとする都市計画の案の概要、公聴会の日時及び場所等を、次に掲げる方法により、公告するものとする。 (1) 略 (2) 当該事案に関係のある市町村の掲示板等への <u>掲示及びホームページ等への掲載</u> (都市計画の協議の申出)	(公聴会の開催の公告) 第5条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日の3週間前までに、作成しようとする都市計画の案の概要、公聴会の日時及び場所等を、次に掲げる方法により、公告するものとする。 (1) 略 (2) 当該事案に関係のある市町村の掲示板等への <u>掲示</u> (都市計画の協議の申出)

第13条 法第19条第3項の協議（法第21条第2項の規定により、都市計画の変更について、法第19条第1項の規定を準用する場合における協議を含む。）の申出は、様式第1号による協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。  
2 略

第13条 法第19条第3項の承認（法第21条第2項の規定により、都市計画の変更について、法第19条第1項の規定を準用する場合における協議を含む。）の申出は、様式第1号による協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。  
2 略

様式第3号を次のように改める。  
様式第3号（第15条関係）

外	側
	← 9 cm →
	<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、都市計画法第25条第1項</p> <p>第26条第1項</p> <p>第81条第1項</p> <p>の規定により知事の命令に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県知事 印</p>
	11 cm

内 側

<p style="text-align: center;">都市計画法抜粋</p> <p style="text-align: center;">(調査のための立入り等)</p> <p>第25条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。</p> <p>(2～4省略)</p> <p>5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。</p> <p style="text-align: center;">(障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第26条 前条第1項の規定により他人</p>	<p>の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受</p>
<p>けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(2、3省略)</p> <p style="text-align: center;">(証明書等の携帯)</p> <p>第27条 第25条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府</p>	<p>県知事等の許可証を携帯しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(監督処分等)</p> <p>第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)</p>

<p>の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知って、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をし</p>	<p>ている者若しくはした者</p> <p>三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>（2～4省略） （立入検査）</p> <p>第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる</p>
<p>2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（4省略）</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和8年6月2日

長崎県知事 平田 研

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	山鹿 健悟	長崎県佐世保市陣の内町869番地39 アートインフェアリーハウスⅢ106号			令和8年4月13日
はり・きゅう	太田 亜紀	長崎県佐世保市陣の内町869番地39 アートインフェアリーハウスⅢ206号			令和8年5月1日

**長崎県告示第362号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和8年6月2日

長崎県知事 平田 研

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	山邊 寛人	長崎県佐世保市白岳町1008番地2号			令和8年5月1日

**長崎県告示第363号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和8年6月2日

長崎県知事 平田 研

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	変更年月日
旧	柔道整復 はり きゅう	川崎 祐紀	長崎県西彼杵郡長与町まなび野3-4-2			令和8年4月9日
新			イーストコート尾上501号			
旧	はり きゅう	古川 幸志郎	佐賀県西松浦郡有田町北ノ川内丙590-10			令和7年5月1日
新			佐賀県西松浦郡有田町北ノ川内丙495番地1 アルドールNI 204号室			

**長崎県告示第364号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定によ

る届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和8年6月2日

長崎県知事 平田 研

加 入 区	漁 業 の 区 分
豊玉町第2加入区	旧唐崎漁業協同組合の区域の小型合併漁業

### 長崎県告示第365号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく真珠養殖共済についての加入区の設定（令和5年長崎県告示第712号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月2日

長崎県知事 平田 研

表中

北区第3072加入区の項を削る。

### 長崎県告示第366号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年6月2日

長崎県知事 平田 研

- 1 一般競争入札に付する事項  
修学援助関係システム改修業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
  - (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
  - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
  - (2) 審査事項
    - ア 年間売上高
    - イ 営業年数
    - ウ 従業員数
    - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
    - オ 過去の類似する業務の実績
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - (1) 申請の時期  
この告示の日から、令和8年6月18日（木）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参し提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第3号）

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

※ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書及び印鑑届（様式第3号）を提出すること。なお、申請書の目次に記載する書類及び添付書類については「資格審査結果通知書」（写）の提出により代えることができる。

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課

（電話）095-894-3323

## 5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

## 6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年3月31日までとする。

## 7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

## (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

---

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

修学援助関係システム改修業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月2日

長崎県知事 平田 研

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 業務名

修学援助関係システム改修業務

## (2) 規格・数量

別添仕様書のとおり

## (3) 納入期限

令和9年2月26日

## (4) 納入場所

長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁教育環境整備課

## (5) 履行期間

契約日から令和9年2月26日まで

## (6) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 修学援助関係システム改修業務に関する令和8年6月2日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前項(2)に掲げる入札参加資格を得ていないもので入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課

（電話）095-894-3323

（提出期限）令和8年6月18日（木）午後5時まで

## 4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

## 5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

3の部局等とする。

## 6 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

## 7 入札説明書の交付方法

長崎県ホームページ上

(<https://www.pref.nagasaki.jp/nyusatsu-chotatsu/gyomuitaku-kokoku/>) において掲載する。

## 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札の場所及び期日等

(場所) 県庁7階701会議室

(期日) 令和8年6月30日(火) 10時00分開始

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の部に確認すること。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除する。

##### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

#### 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

(1) 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

(2) 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(12) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### 長崎県選挙管理委員会告示第54号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により設置した次の開票区（以下「分割開票区」という。）について、開票区を分割することができる特別の事情がなくなったことから、これらの開票区を廃止する。

令和8年6月2日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

#### 1 小選挙区選出議員選挙における分割開票区

市町名	開票区名	開票区の区域
松浦市	松浦市第1開票区	第5投票区を除く松浦市の区域
	松浦市第2開票区	第5投票区
西海市	西海市第1開票区	第27投票区及び第28投票区を除く西海市の区域
	西海市第2開票区	第27投票区
	西海市第3開票区	第28投票区

#### 2 比例代表選出議員選挙における分割開票区

市町名	開票区名	開票区の区域
松浦市	松浦市第1開票区	第5投票区を除く松浦市の区域
	松浦市第2開票区	第5投票区
西海市	西海市第1開票区	第27投票区及び第28投票区を除く西海市の区域
	西海市第2開票区	第27投票区
	西海市第3開票区	第28投票区

### 長崎県選挙管理委員会告示第55号

令和8年2月8日執行の長崎県知事選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により設置した次の開票区について、開票区を分割することができる特別の事情がなくなったことから、これらの開票区を廃止する。

令和8年6月2日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

市町名	開票区名	開票区の区域
松浦市	松浦市第1開票区	第5投票区を除く松浦市の区域
	松浦市第2開票区	第5投票区
西海市	西海市第1開票区	第27投票区及び第28投票区を除く西海市の区域
	西海市第2開票区	第27投票区
	西海市第3開票区	第28投票区

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト